

耐震診断などへの支援・助成制度

問 本庁舎建築指導課
☎ 0857-20-3282 ☎ 0857-20-3059

■木造住宅の耐震診断を行う技術者を派遣

木造住宅の所有者で耐震診断を希望する人へ技術者(民間建築士)を派遣します。診断費用は鳥取市負担ですが、要件などがありますので問い合わせ先までご相談ください。応募に必要な書類などは、本庁舎建築指導課にお越しいただくか、本市公式ホームページから入手できます。

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅

募集期間 7月6日(月)～17日(金)

募集件数 40件 ※先着順

■耐震診断・設計などの助成 ※随時募集中

震災に強い安全・安心なまちづくりを目的として、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅の耐震補強設計費用、一般建築物の耐震診断費用の一部を助成します。助成対象の要件などがありますので問い合わせ先までご相談ください。

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅(耐震補強設計費用の助成)、一般建築物(耐震診断費用の助成)

募集件数 ▷一戸建て住宅の耐震補強設計:10件 ※先着順

▷一般建築物の耐震診断の補助については事前にご相談ください。

■吹付けアスベストの対策を支援 ※随時募集中

吹付けアスベストなどの調査及び除却に係る費用を助成します。詳しくは問い合わせ先までご相談ください。本市公式ホームページでもご覧いただけます。

■福祉のまちづくりを支援 ※随時募集中

建物のバリアフリー化を支援するため、基準に基づいて整備を行う建築主に対して、整備に要する費用の一部を助成します。詳しくは建築指導課 ☎ 0857-20-3281へお問い合わせください。

■耐震に関する地域学習会の実施 ※随時募集中

耐震について学びたい地区の方へ、学習会を開催いたします。詳しくはお問い合わせください。

募集件数 1地区 ※先着順(耐震診断などができる住宅を提供していただくことが条件)

第51回 鳥取しゃんしゃん祭

問 鳥取しゃんしゃん祭振興会 ☎ 0857-20-3210 ☎ 0857-20-3046 http://tottori-shanshan.jp/

☆傘踊り講習会☆

とき 7月21日(火)～31日(金) 17:30～19:00

ところ 風紋広場 ※平日のみ開催、雨天中止

内容 しゃんしゃん傘踊りの講習 ※傘は貸し出します(無料)

☆ボランティア募集☆

とき 8月14日(金) 16:00～21:00

内容 ホームページでご確認ください。

第2回 リノベーションスクール@鳥取

問 本庁舎中心市街地整備課 ☎ 0857-20-3276 ☎ 0857-20-3048

遊休不動産の改修・活用を通じて新たな産業と雇用を生み出し、まち(エリア)の価値を高める取り組みとして、昨年に引き続きリノベーションスクールを開催します。

スクールでは、中心市街地の遊休不動産を対象に、全国から集まった受講生と国内で先駆的な取り組みを行っている講師が一丸となり、リノベーションの事業計画を3日間かけて作成します。一般参加が可能な講演会や公開プレゼンテーションもありますので、ぜひお越しください。

開催期間 7月24日(金)～26日(日)

会場 カフェソース パンケット(栄町)、パレットとっとり市民交流ホール(弥生町)

対象物件 中心市街地内の遊休不動産 3件

※詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。

鹿野町湯川住宅団地宅地分譲中！ 定期借地権付土地活用制度を利用しませんか？

問 鳥取市土地開発公社事務局 ☎ 0857-22-4742
本庁舎建築住宅課 ☎ 0857-20-3291 ☎ 0857-20-3059

鳥取市(地主)に借地保証金と月々の賃料を支払っていただければ、(51年間)お好きなマイホームを建ていただけます。昨年7月より月額賃料を約15%引き下げました！

分譲ももちろんOK！

希望者の方には温泉の引き込みも可能。「のんびり・ゆったり」鹿野町で「温泉生活」はいかがですか？

販売区画数 27区画

販売単価 3.3平方m(1坪)当たり10.5万円
1平方m当たり31,760円

販売価格 7,556,800円～10,354,000円

月額賃料 9,900円～13,600円(最多11,000円台)

面積 237.94平方m(72.1坪)～326.00平方m(98.8坪)

●所在地/鳥取市鹿野町今市

●道路/区画道路幅員6m

●学校/市立鹿野小学校・市立鹿野中学校

市民政策コメントを募集します

マイナンバーを利用する事務等を定める条例(仮称)制定の基本的な考え方(案)

問 本庁舎総務課(〒680-8571 尚徳町116)

☎ 0857-20-3121 ☎ 0857-20-3040

☎ soumu@city.tottori.lg.jp

本市におけるマイナンバー利用などに係る条例制定の基本的な考え方をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、本市公式ホームページ

公開期間 7月1日(水)～31日(金)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 7月31日(金)必着

保険料額が決定しました～7月に通知書をお送りします～

後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課長寿医療係
☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■保険料 算定方法は次のとおりです。

【均等割額】 【所得割額】
保険料=42,480円+所得×8.07%

※保険料の最高額(賦課限度額)は57万円です。

※低所得者や被扶養者を対象に、軽減措置を行います。

■納入方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方法による徴収(併用徴収)の場合があります。詳しくは納入通知書でご確認ください。2月に年金からの徴収がなかった人は、4月、6月、8月は普通徴収になります。

なお、特別徴収は、年金支給月(偶数月)の6回納付、普通徴収は7月から翌年2月までの8回納付となります。

■口座振替への変更(振替は7月から翌年2月)

納付方法を口座振替に変更したい人は、次のものを持参のうえ、口座振替を希望する金融機関へお申込みください。

- ① 納入通知書
- ② 口座振替をする預金通帳
- ③ ②の通帳の届出印

なお、これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていても自動的に継続されません。新たに口座振替の届出が必要です。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬に、8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

(1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、前年度に引き続き非課税世帯と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を7月中旬に郵送します。

※窓口での更新手続きは不要です。ただし、長期入院の人は、別途申請が必要な場合がありますので、認定証に同封の文書でご確認ください。

(2) 新たに手続きされる人

非課税世帯に該当し、認定証が必要な人は次のものを持参のうえ駅南庁舎23番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②認め印

※代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの

国民健康保険

問 駅南庁舎保険年金課 国民健康保険係
☎ 0857-20-3485・3482 ☎ 0857-20-3407

保険料の納付通知書は、7月中旬にお送りします。納期は7月から翌年2月までの8期です。

■国民健康保険料納付通知書に被保険者ごとの保険料内訳を表示しています！

国民健康保険料は世帯単位で算定し、世帯主に対して納付通知書をお送りしますが、納付通知書の中に被保険者(加入者)ごとの内訳を表示しています。参考資料としてご利用ください。

■特別徴収について

以下のすべてに該当する世帯の保険料は、世帯主の年金から特別徴収となります。

- (1) 世帯内の被保険者全員が65歳～74歳で、世帯主も国保被保険者
- (2) 特別徴収の対象となる世帯主の年金が、年額18万円以上
- (3) 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下

※口座振替で納めている人は引き続き口座振替による納付となります。

※保険料の未納がない人は、申し出により特別徴収から口座振替にすることができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

■保険料は口座振替で納付しましょう！

申し込みは市役所窓口(本庁舎・佐治支所を除く)でペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードでの口座振替の手続)をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳、届出印、納付通知書を持参して申し込んでください。

※ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は、【鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ】に限りますのでご注意ください。

■「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新の手続き

お手持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。

※この認定証を入院及び通院した時に医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までになります。限度額は所得区分によって異なります。

※70歳以上の住民税課税世帯の人は、高齢受給者証で所得区分が確認できるため認定証は交付されません。※保険料の滞納があると、認定証の交付は受けられません。

○手続き開始日 7月21日(火)～

○必要なもの 鳥取市国民健康保険被保険者証、認め印 ※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

○手続きの場所 市役所駅南庁舎21番窓口 または各総合支所市民福祉課